

毎週火、木曜日発行（但休日となるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 旅行あつ旋業者登録簿の変更登録
道路位置の指定
- 肥料登録の有効期間の更新
- 肥料登録の失効
- 保険医療機関の指定
- 豚コレラ予防注射の実施
- 牛の結核病等検査の実施
- 療養取扱機関の申出の受理
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第六百二十二号

旅行あつ、旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）

第八条第一項に規定する申請があつたので、旅行あつ、旋

業法施行令（昭和二十七年政令第四百十六号）第三条の
規定により、旅行あつ、旋業法第八条第二項において準用
する同法第五条第一項の規定により次のとおり旅行あつ、
旋業者登録簿に変更登録したので、同条第二項の規定に
より告示する。

昭和三十七年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

一 登録番号 邦人第二号

二 主たる営業所の名称及び位置

沢タクシー観光株式会社

鳥取市吉方七九七番地の五

三 申請者の氏名及び住所

沢タクシー観光株式会社

代表取締役 沢 春藏

鳥取市吉方七九七番地の五

四 変更登録事項

イ 従たる営業所の名称の変更

新 沢タクシィ観光株式会社上井営業所
 旧 倉吉営業所
 〇 従たる営業所の所在地の変更
 新 倉吉市上井町一丁目一の七
 旧 倉吉市福吉町一三九〇の七
 五 変更登録年月日 昭和三十七年八月六日

鳥取県告示第六百二十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
 第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
 七年十一月二十四日道路の位置を指定したので、同規則
 第十条の規定により告示する。

昭和三十七年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

申請人の住所及び氏名 鳥取市吉方 七四六番地の九の一部
 道路の位置の指定場所 道路巾員及び延長

〃 〃 七〇六番地の五 巾員
 〃 〃 七〇六番地の六 四、〇〇米
 〃 〃 七〇五番地の一部 延長
 〃 〃 七四六番地の七 八八、三〇米
 〃 〃 七四六番地の八

鳥取県告示第六百二十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二
 条第二項の規定により肥料登録の有効期間を更新したの
 で、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十七年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県第一五七号	五・三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	米子市古豊千八五四 中本武雄
〃 第一七八号	五・二なたね油かす	五・二	二・二	一・三	米子市上後藤三四三 平尾武義
〃 第二〇五号	八・〇蚕蛹油かす	八・〇	一・〇	—	京都府綾部市青野町膳所一 郡是製糸株式会社 取締役社長 石田一郎
〃 第二〇六号	五・三なたね油かす	五・三	二・〇	一・〇	西伯郡伯仙町字泉四六八 渡辺岩男
〃 第三一〇号	北条なたね複合肥料	七・一	七・五	九・七	東伯郡北条町字弓原三四七の六 下北条農業協同組合 組合長理事 根鈴信雄
〃 第三一一号	北条麦複合肥料	六・一	八・六	八・八	右 同
〃 第三一三三号	四・六なたね油かす	四・六	二・〇	一・〇	岩美郡福部村細川六〇六の一 福部村農業協同組合 組合長理事 小谷繁美
〃 第三一六号	五・〇なたね油かす	五・〇	二・〇	一・〇	西伯郡西伯町字法勝寺五三六 前田好雄

鳥取県告示第六百二十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第二号の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、
 同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十七年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県第一三六号	五・五なたね油かす粉末	五・五	二・三	一・三	鳥取市吉方町三三二 中野 嘉 視
第一四二号	五・三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	岩美郡岩美町大字浦生一、一三〇 浦生農業協同組合 組合長理事 大 森 正 人
第三〇九号	五・三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	西伯郡岸本町大字真野一〇六三の一 八郷農業協同組合 組合長理事 西 本 雄 治
第三一二号	五・三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	倉吉市上古川一六七の五 上小鴨農業協同組合 組合長理事 向 井 幸 樹

鳥取県告示第六百二十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ
三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定
したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険
医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政

令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十七年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

名称所在地 診療開設者 指定年月日 採用
点数表

松本 東伯郡三朝町 歯科 松本 昭和三十
七
齒科医院 今泉六五七 齒科 喜久枝 年八月一日
谷 白 羽合町 谷口昌久 六日
久留一八一

鳥取県告示第六百二十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領により
豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法
(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づ
き、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一

ヶ月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 昭和三十七年十一月二十六日から十二
月二十五日までの期間各豚舎巡回注射
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第六百二十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領はより
牛の結核、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を
実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第
百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対し
て検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

- 一 実施の目的 結核、ブルセラ病及び肝てつ症予防の
ため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし生後六ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く
肝てつ検査及び駆除
牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり
五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査
肝てつ駆除……ピチノール製剤投与、

別表 (一) 結核病、ブルセラ病検査

第一次 第二期 日野郡江府町 俣野、州ヶ崎、神奈川地区 家畜検診場
第二次 実施区域 実施場所
十一月 十一月 日野郡江府町 俣野、州ヶ崎、神奈川地区 家畜検診場
二十六日 二十九日

二十七日 三十日 日野町 上菅、中菅
二十八日 十一月 日野町 黒坂、下菅
二十七日 三十日 江府町 吉原、大河原
江尾地区

(二) 肝てつ検査及び駆除

十一月二十九日 日野郡江府町 俣野、州ヶ崎、神奈川地区 家畜検診場
三十日 江尾地区 吉原、大河原
十一月 一日 日野町黒坂地区 上菅、中菅
五日 江府町米沢地区 黒坂、下菅
六日 江府町米沢地区 御机、美用
七日 栗尾、杉原

(三) 結核、ブルセラ病、肝てつ検査日程

第一次 第二次 十一月 十二月 同 検診所
十二月 十四日 十二月 十七日 米子市春日

十五日 十八日 尚徳
十七日 二十日 伯仙町泉
十八日 二十一日 大高
十九日 二十二日
二十一日 二十四日 岸本町幡郷
二十四日 二十七日 西伯郡日吉津村
会見町賀野

鳥取県告示第六百二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十七年十一月二十四日

鳥取県知事職務代理者 鳥取県厚生部長 鈴木 晃

療養取扱機関名 所在地 同上受理年月日
中略 鳥取県八頭郡若桜町 昭三七、九、八
齒科医院 若桜一八〇
松本 今泉六五七 東伯郡三朝町 八、一
谷口 久留一八一 羽合町 八、六
木村 日野郡日南町 一〇、一三
大字阿毘縁九一〇
鳥取県職員 鳥取市東町一丁目 一〇、一三
診療所 二二〇

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十六号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年十一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一日時 昭和三十七年十一月二十六日 午後一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

(1) 昭和三十八年度教育予算編成上の重点について

(2) その他